

軽自動車税の現状等

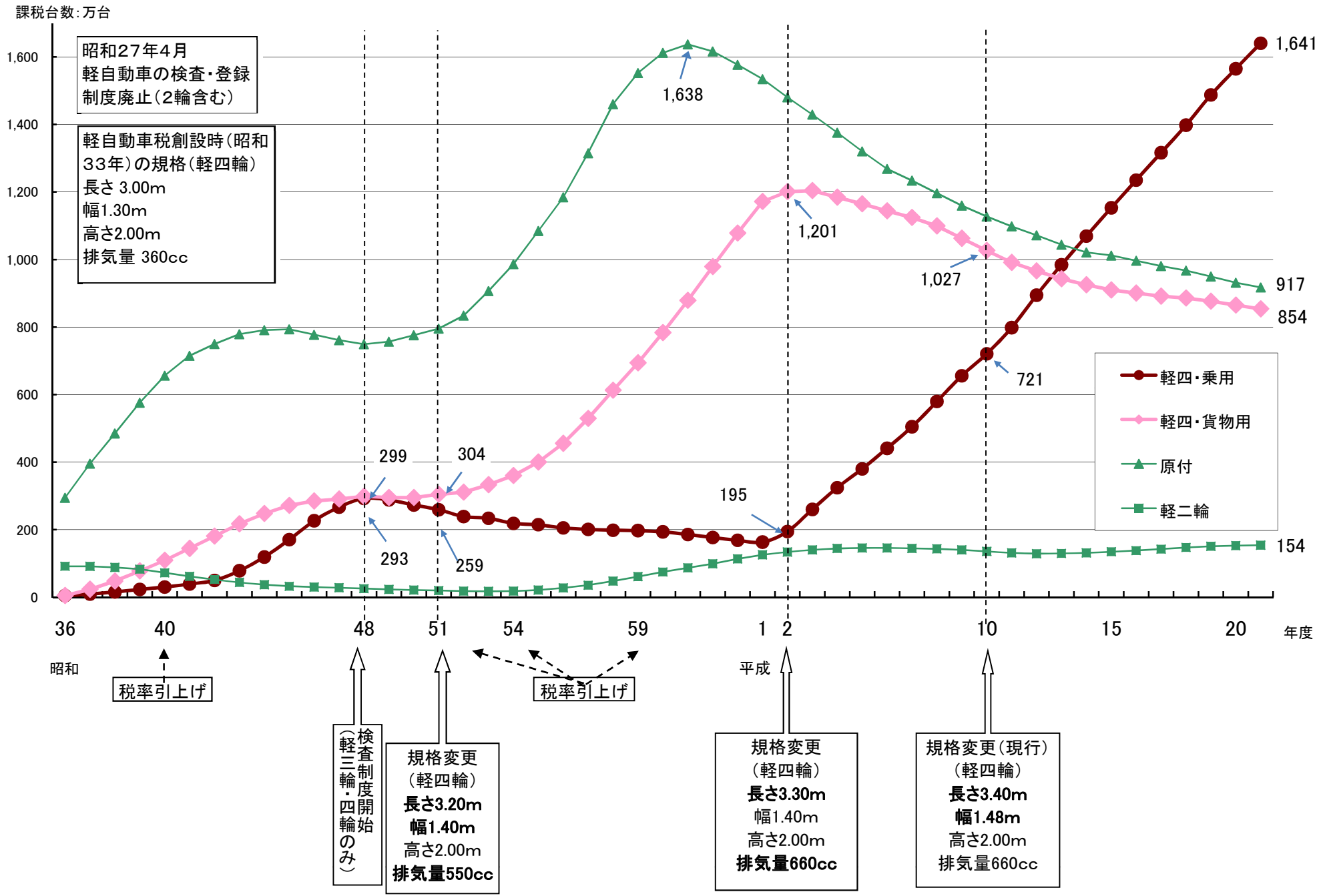
軽自動車税の概要

- 1 課税団体 市町村
- 2 課税客体 軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- 3 納税義務者 軽自動車等の4月1日現在の所有者
- 4 標準税率

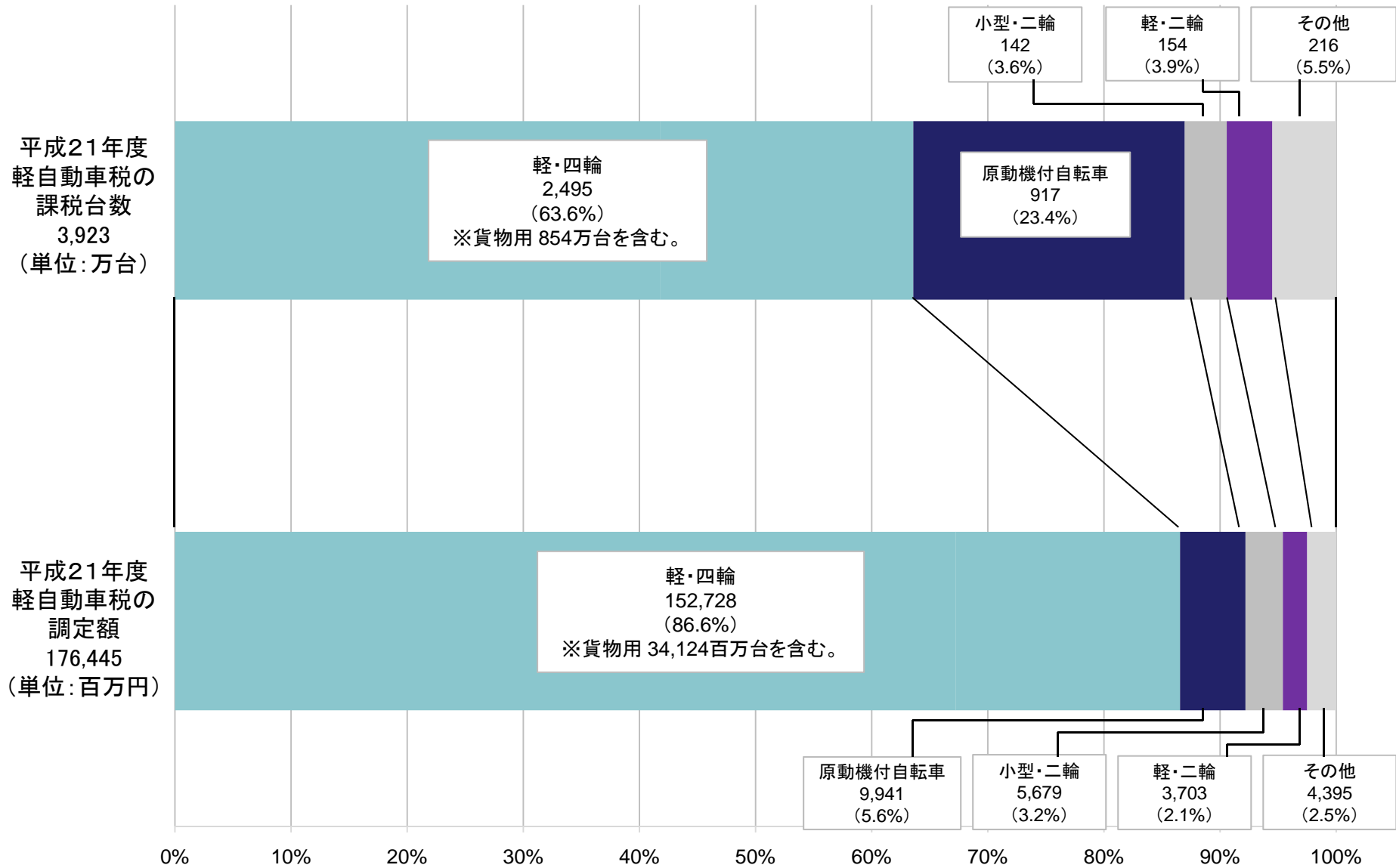
区 分		年 税 額
原動機付自転車 (125cc以下)	イ 総排気量50cc以下のもの又は定格出力0.6kw以下のもの（二に掲げるものを除く）	1,000円
	ロ 二輪のもので 総排気量50cc超90cc以下のもの又は定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	1,200円
	ハ 二輪のもので 総排気量90cc超のもの又は定格出力0.8kw超のもの	1,600円
	ニ 三輪以上のもので 総排気量20cc超のもの又は定格出力0.25kw超のもので一定のもの	2,500円
軽自動車 (660cc以下) 及び 小型特殊自動車	イ 二輪のもの（側車付きのものを含む。）（125cc超250cc以下）	2,400円
	ロ 三輪のもの	3,100円
	ハ 四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 自家用	5,500円 7,200円
	貨物用のもの 営業用 自家用	3,000円 4,000円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円

- 5 制限税率 標準税率の1.5倍
- 6 徴収方法 普通徴収（月割課税なし）
- 7 税 収 1,687億円（平成20年度決算額）

軽自動車税の課税台数の推移と規格等の変遷



軽自動車税における課税台数と税収の比較（平成21年度）



※「市町村税課税状況等の調」による

軽自動車税の沿革

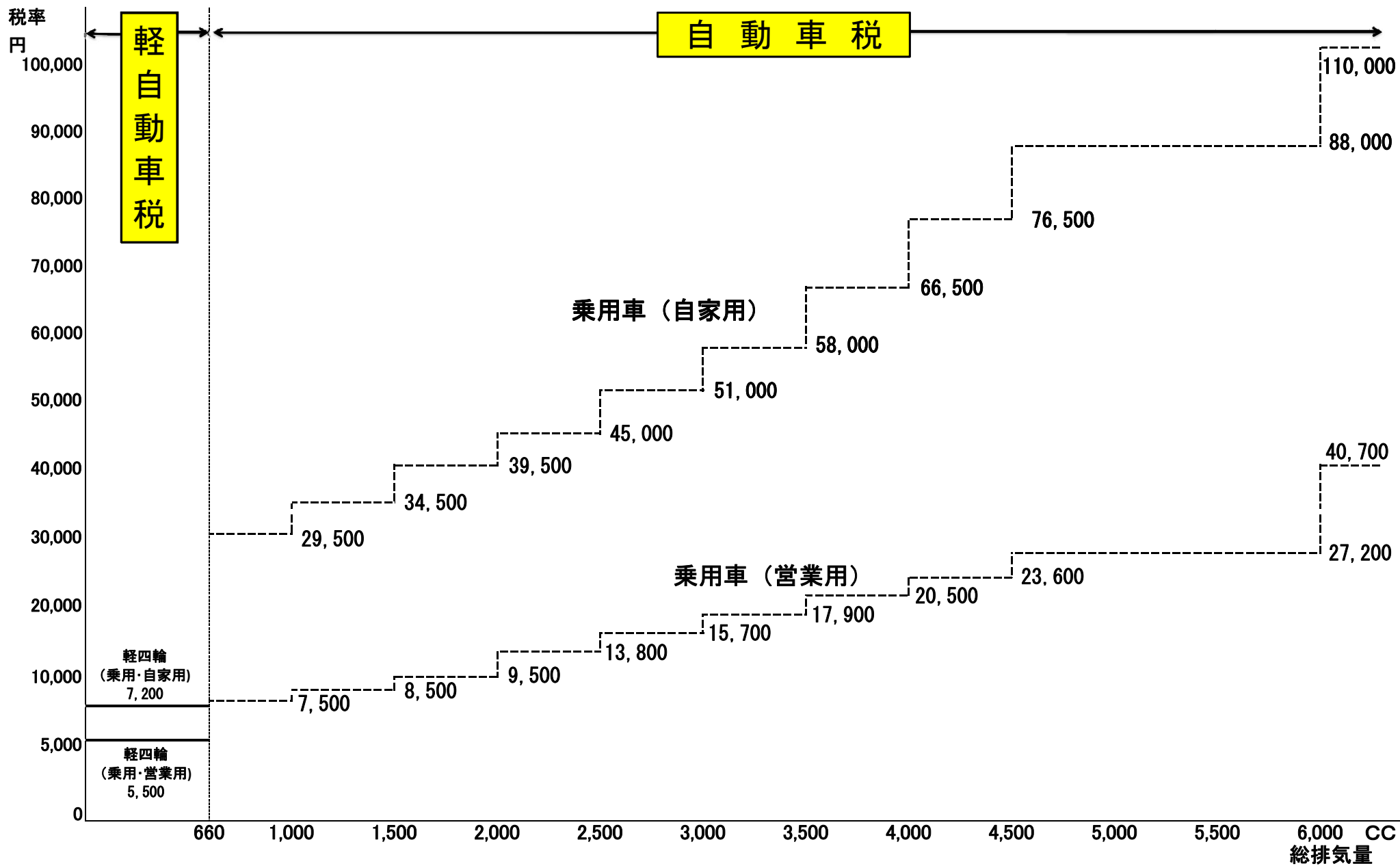
- 明治 2 1 年 市制・町村制の施行に伴い国税の車税に附加税を課す
明治 2 9 年に国税が廃止された際には、府県税の雑種税としての車税に附加税を課す
- 昭和 1 5 年 市町村税として自転車税、荷車税が法定される
道府県税の自動車税に附加税を課す
- 昭和 2 5 年 自動車税附加税の廃止
- 昭和 2 9 年 自転車税と荷車税を自転車荷車税へ統合
- 昭和 3 3 年 零細課税を整理する観点から自転車荷車税を廃止
うち原動機付自転車は存続させ、道府県税から二輪の小型自動車及び軽自動車の移譲を受け、市町村税として新たに軽自動車税を創設
- 昭和 3 8 年 道路運送車両法の改正により、軽自動車に含まれていた農耕作業用自動車及び特殊作業用自動車を新しく小型特殊自動車として区分
- 昭和 6 0 年 三輪以上の原動機付自転車をミニカーとして区分

軽自動車税の標準税率の推移

(単位:円)

区 分			昭和25年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和33年	昭和36年	昭和37年	昭和40年	昭和51年	昭和54年	昭和59年	昭和60年		
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc以下		自転車税 200		自転車荷車税 500		500				650	700	1,000			
	50cc超90cc以下					800	800				1,000	1,100	1,200			
	90cc超		自動車税(軽自動車) 500			1,000	1,000				1,300	1,450	1,600			
	ミニカー		-		-		-	-	-	-	-	-	-	2,500		
軽自動車 (660cc以下)	二輪(側車付を含む) (250cc以下)		自動車税							1,500		2,000	2,200	2,400		
	三輪		都道府県税							2,000		2,600	2,850	3,100		
	四輪	乗用	営業用	500		700		1,500		1,500			3,000	4,500	5,200	5,500
			自家用										5,900	6,500	7,200	
		貨物用	営業用										2,500		2,900	3,000
			自家用										3,300	3,650	4,000	
二輪の小型自動車(250cc超)			1,000	1,400	2,500		2,500				3,300	3,650	4,000			
〈参考〉 小型自動車 (1,000cc以下)	乗用	営業用	3,000	4,200	8,000				6,000		7,000		7,500			
		自家用	4,500	7,200	16,000				12,000	18,000	23,500	25,500	29,500			

軽自動車税及び自動車税の総排気量段階別標準税率



軽自動車と小型自動車(1,000cc)の比較

車種名		〔軽〕ダイハツ タント X	〔小型〕トヨタ パッツ X
総排気量		658 cc	996 cc
軽自動車税等 (乗用自家用)		7,200 円	29,500 円
規格	全長	3,395 mm	3,600 mm
	全幅	1,475 mm	1,665 mm
	全高	1,750 mm	1,535 mm
燃費		20.5 km/ℓ	21.5 km/ℓ
車両重量		930kg	900 kg
乗車定員		4 人	5 人
メーカー希望小売価格		1,270,000 円	1,029,000 円

※駆動方式:2WD、変速機:4ATの数値による。

※メーカー希望小売価格:平成21年10月21日現在の東京地区におけるもの(消費税込み)。

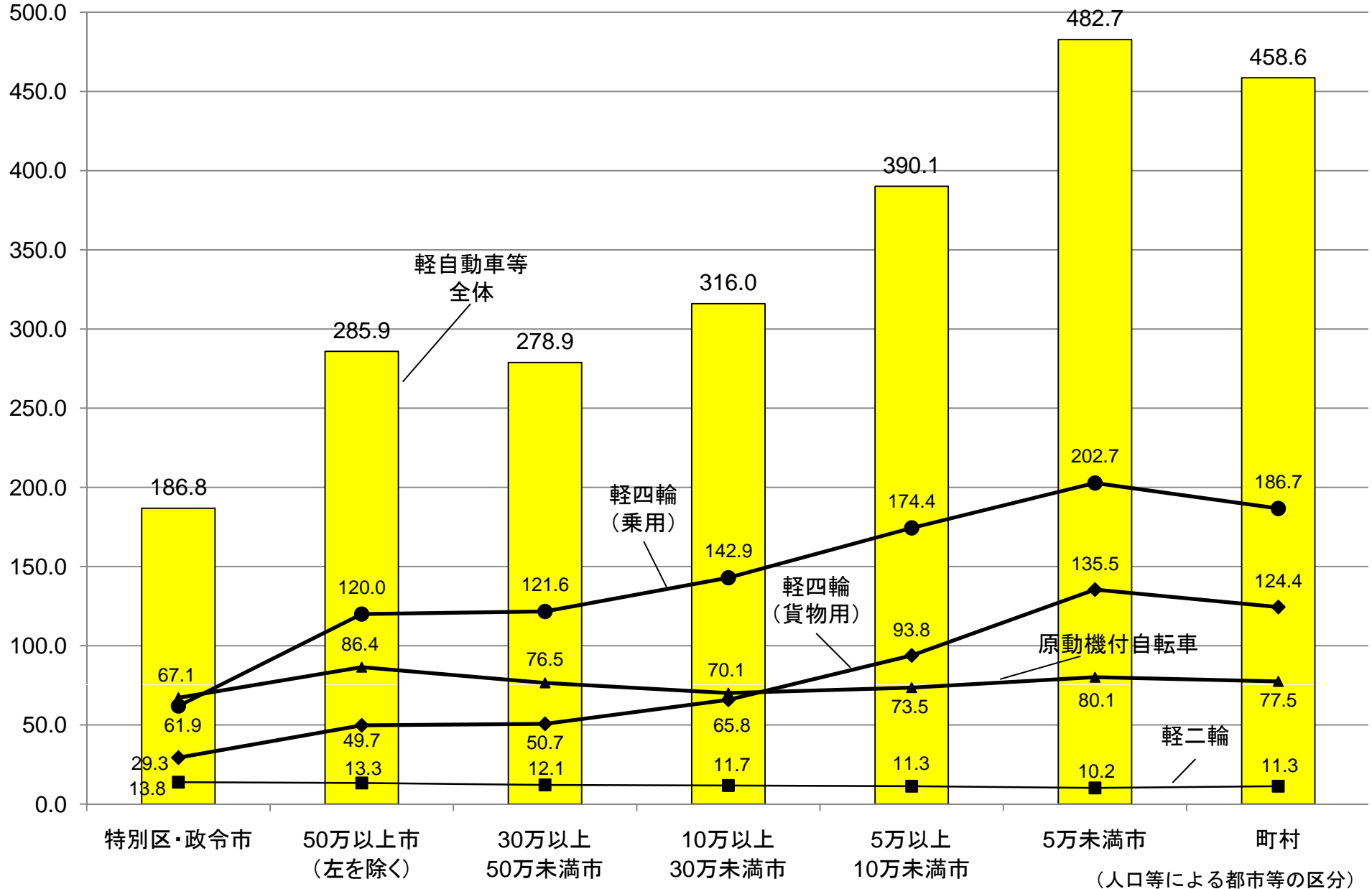
軽自動車と自動車のCO2排出量と燃費の比較

	軽自動車	自動車
1km走行における CO2排出量	124.1 g-CO2/km	3,000cc乗用車 224.8 g-CO2/km 2,000cc乗用車 170.4 g-CO2/km 1,500cc乗用車 140.9 g-CO2/km 1,300cc乗用車 130.1 g-CO2/km 1,000cc乗用車 114.3 g-CO2/km
燃費値	19.2 km/L	3,000cc乗用車 10.8 km/L 2,000cc乗用車 13.9 km/L 1,500cc乗用車 16.3 km/L 1,300cc乗用車 19.0 km/L 1,000cc乗用車 20.8 km/L

- ※ 国土交通省「自動車燃費一覧(平成22年3月)」を基に作成
- ※ 軽自動車・自動車の全車種を排気量ごとに区分し平均値を算出
- ※ CO2排出量、燃費値は10・15モード時のもの

人口1,000人当たりの軽自動車等保有台数について

(台/千人)



(注) 「軽自動車等」とは、軽自動車のほか、原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。

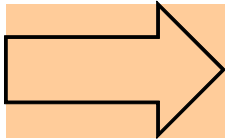
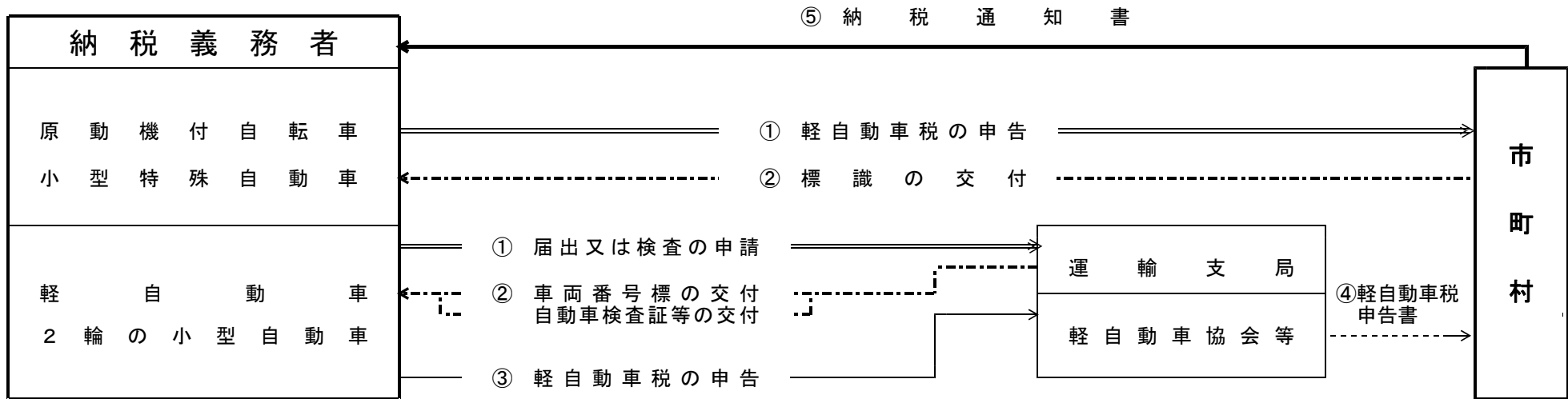
軽自動車等における排出ガス基準及び燃費基準等について

○ 軽自動車等における排出ガス基準、燃費基準等の設定状況は下表のとおり。

区 分	排出ガス基準	低排出ガス 認定制度	燃費基準	燃費性能に関 する公表制度
軽自動車 (二輪を除く)	○	○	○	○
二輪の小型自動車	○	×	×	×
軽自動車 (二輪)	○	×	×	×
原付	○	×	×	×
小型特殊自動車 ※公道を走行するものに限る	○	×	×	×

原動機付自転車に対する課税について

＜軽自動車税の課税の仕組み＞

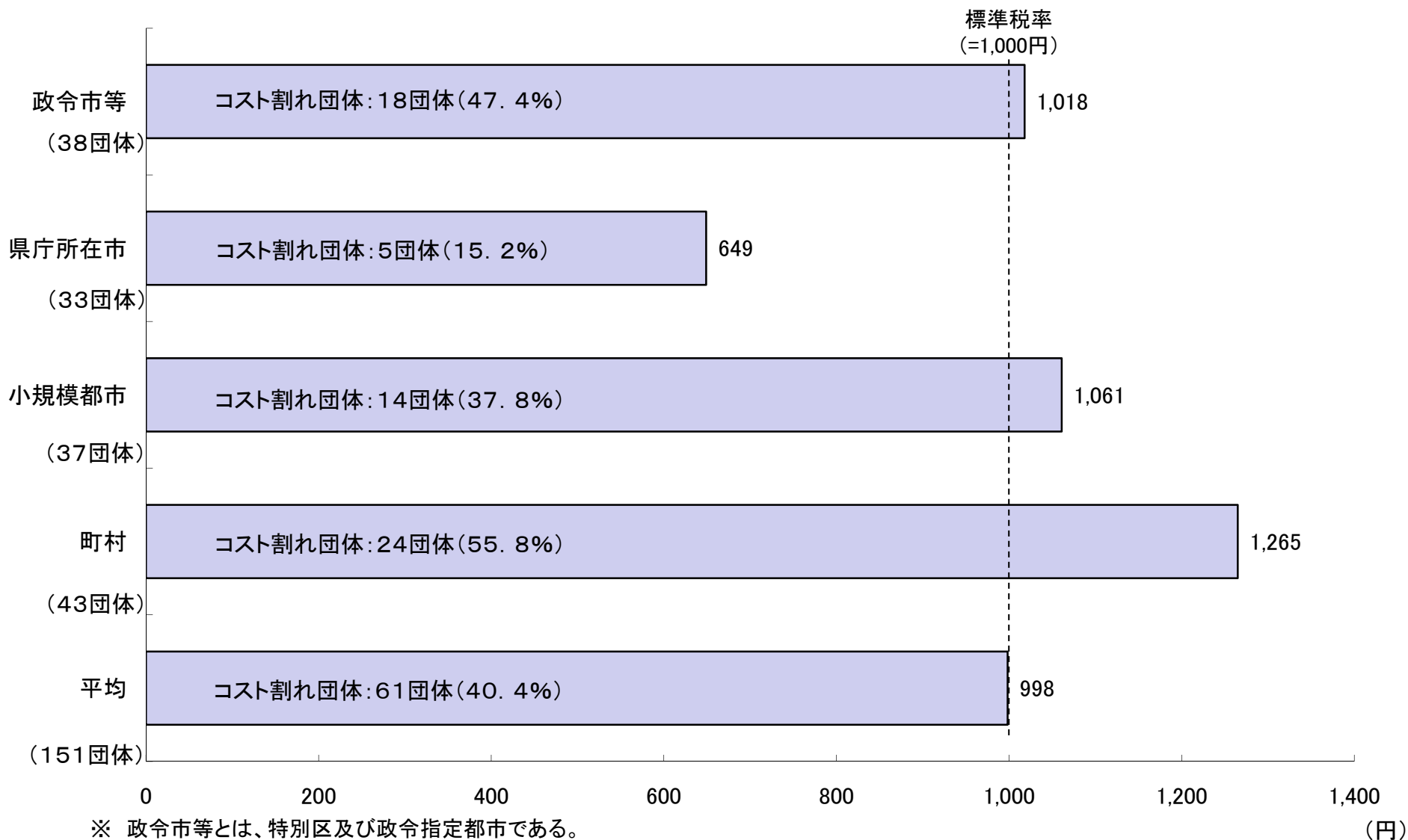


原動機付自転車については、車検等がないことから、市町村自ら標識の交付を行ったり、所有者の異動について調査しなければならない。

原動機付自転車における課題

- ① 学生等、転出の際無届で譲渡されたり放置されたりする事例が多く、所有者の所在を把握することが困難である。
- ② 税収に占める徴收費割合が高く、コスト割れしている団体も多く見受けられる。
- ③ 他の公機関に登録制度等がないため、市町村において交付する「課税標識」が、犯罪捜査や放置車両の撤去など多くの方面に利用されている。

原動機付自転車(50cc以下)一台当たりの軽自動車税の徴税费(平成17年度決算ベース)



※ 政令市等とは、特別区及び政令指定都市である。

※ 県庁所在市とは、政令市等を除く県庁所在市である。

※ 小規模都市は、人口8万人以上12万人以下程度の都市である。

※ 町村は、人口1万人程度の町村である。

※ 徴税费の内訳は、人件費(軽自動車税のうち原動機付自転車に係る賦課担当職員及び収納担当職員の給与)、印刷費、通信費、電算費及びプレート代等である。

原動機付自転車の課税事務が活用されている例

放置車両の対応

○所有者情報の活用

・自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、市町村は放置車両の撤去、所有者への返還業務を行っており、課税標識により所有者の把握を行っている。

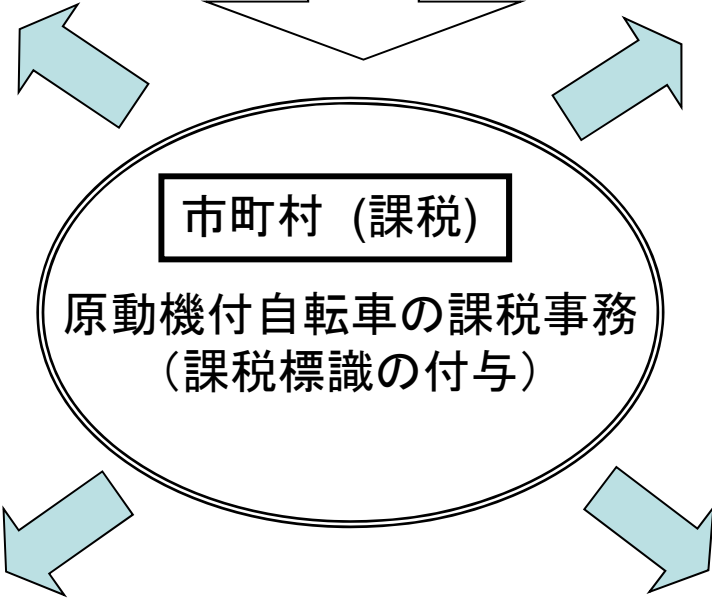
原動機付自転車は自動車や他の二輪車とは異なり登録や車検制度なし

道路交通法の遵守確保

○課税標識表示義務

・各都道府県の道路運送法施行細則等により、課税標識の表示義務があるとともに、違反した場合は、道路交通法第120条により5万円以下の罰金に処される。

東京都道路交通規則 抄
第8条第12号
~略)原動機付自転車等を運転するときは、市町村(特別区を含む。)条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。



犯罪捜査等(警察)への協力

○所有者情報の提供

・原動機付自転車に係る所有者情報について、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づいて捜査機関から情報提供を求められた場合には、同項に基づく報告義務に従って情報提供に応じている。

刑事訴訟法(昭和23年7月10日法律第131号) 抄
第197条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。
2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

自賠責保険の加入

○保険契約時

・自賠責保険の加入時に活用されている

軽自動車税の徴収率について

○ 平成20年度の軽自動車税の徴収率は、89.3%となっており、市町村税の中で最も低い徴収率となっている。

	調定済額	収入済額	徴収率
軽自動車税	1,890億円	1,687億円	89.3% (現年課税分:96.6%) (滞納繰越分:19.8%)
市町村税全体	231,025億円	216,305億円	93.6% (現年課税分:98.1%) (滞納繰越分:19.5%)

※ 平成20年度 市町村税徴収実績調による。

※ 調定済額、収入済額及び徴収率は、現年課税分と滞納繰越分の合計である。

※ 市町村税全体には、国民健康保険税を除いている。